

## 春日部市防犯のまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、もって安心で安全な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯のまちづくり 地域社会において犯罪が起きにくい環境を整備することをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等をいう。
- (6) 関係機関 市の区域を管轄する警察及び市内において犯罪の防止に関する活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）のもとに、推進されなければならない。

- (1) 自分の安全は自分で守るという意識の高揚を図ること。
- (2) 社会的な規範を守るという意識の高揚を図ること。
- (3) 市、市民等及び関係機関が密接な連携を図りながらお互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- (4) 安全な都市環境の整備を図ること。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、防犯のまちづくりのために必要な事項の把握に努め、防犯のまちづくりの推進に関する施策に反映させるものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯意識及び規範意識を高め、地域における犯

罪の防止に関する活動（以下「防犯活動」という。）に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（土地建物所有者等の責務）

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地又は建物その他の工作物に犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画）

第8条 市長は、防犯のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 防犯のまちづくりの推進に関する長期的な目標

(2) 防犯のまちづくりの推進に関する総合的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市防犯のまちづくり推進協議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

（国、県等との連携）

第9条 市は、国、県等と連携して、防犯のまちづくりの推進に努めるものとする。

（春日部市防犯のまちづくり推進協議会の設置）

第10条 防犯のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、春日部市防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第11条 協議会は、市長の諮問に応じ、防犯のまちづくりの推進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第12条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第16条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、市民部暮らしの安全課において処理する。

(協議会の運営)

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
開発審査会委員	日額 6,700 円	開発審査会委員	日額 6,700 円
防犯のまちづくり 推進協議会委員	日額 6,700 円		